第２回佐賀市障がい者プラン等策定委員会

日時：１０月7日（水）１９：００～
場所：本庁４階大会議室

１　開　会
（省略）

２　副市長あいさつ
（省略）

３　議　事
（１）第８期佐賀市障害福祉計画及び第４期佐賀市障害児福祉計画（素案）について
＜国の基本指針に対する質疑＞

委　員：施設入所の地域生活への移行について、地域移行者数６%以上や施設入所者数５%以上削減。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで１０．３%とか２５．７%とかの数字があるが、その数字の根拠はなにか。

事務局：数字の根拠を今回答するのが難しいため、後日できる範囲で回答したい。

委　員：Ｋ６による住民のこころの状態を把握とあるが、Ｋ６とは何か。

委員長：「神経過敏に感じましたか」とか、「絶望的だと感じましたか」とか、そのような質問が６項目あり、過去の３０日でどう考えているかをチェックするものである。厚生労働省のホームページで詳細が確認できる。

＜素案の第１章から第２章に対する質疑＞

委　員：１５Ｐからの相談支援体制の充実・強化等のところの活動指標で協議会における専門部会の設置数について、令和７年度が３、令和８年度が４となっているのは、具体的にどういった部会か。

事務局：ワーキンググループとして立ち上がっているものがそのまま部会になることも考えられるし、また、その他のものが部会になる可能性も考慮して、４という形で設定をしている。

委　員：定例会議の中でも人材確保についての危機感や不安が意見として出ている。障害者プランの中でも人材確保のことについては計画位置づけられていることもあり、人材確保についてどこで議論を検討していくのかということを考えたときに佐賀地区の自立支援協議会が適切ではないかと思うがどうか。

事務局：意見等を踏まえて、市としてどう対応していくかは、また改めて回答したい。

委　員：相談支援体制で、望まないセルフプランの人数を成果目標として挙げているが、実際に現在で望まないセルフプランをしている人がいるのか。

事務局：セルフプラン自体の件数はそれなりにあるが、相談支援事業所の数も結構増えており、本人が望めば、相談支援専門員の支援を受けられる体制は確保されているため、望まないセルフプランはないと考えている。

＜素案の第３章に対する質疑＞

委　員：２６Ｐにニーズに対応するために、広域的な調整を図りながらとあるが、広域的な調整は具体的にどういったものか。

事務局：この計画は佐賀市の中での整備状況を示しているが、障害者本人が希望するグループホームが市内になくても、いろいろなところでグループホームが設置されているため、佐賀市にこだわらず、希望できるようなグループホームを探すというところで調整が図れたらというふうに考えている。また、グループホーム以外の住まいの場の調整も必要だと考えている。

＜素案の第４章及び第５章に対する質疑＞

委　員：１０Ｐの地域生活への移行者数について、この数値のカウントの根拠は施設を出られた方しかカウントされないものか。本人の意向を聞いた上で調整してからという話があったがそれも含めるのか。

事務局：施設からの地域移行に限定をしている。施設に地域移行等意向確認担当者を令和８年度から選任して配置することになっているため、この担当者が、グループホームの見学の紹介などの支援をしていく形になっている。地域移行等意向確認担当者の意見を確認しながら地域移行が進んでいけばと考えている。

委　員：長期入院者の退院促進のために訪問支援について、市の計画に記載しないのか。

事務局：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のところで、病院等と本人の調整は県の計画の方で成果目標や実施について記載されるものだと認識している。

４　その他

特になし

５　閉　会